

## 令和元年度 第4回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和元年7月10日(水) 午後1時30分から午後2時15分

2 開催場所 学校給食センター 2階会議室

3 出席委員 (26人)

会長 3番 山脇 優 委員

### 農業委員

1番	谷本貴美雄	委員	2番	徳田和幸	委員	4番	松本幸男	委員
6番	室山恵美	委員	7番	林 修二	委員	8番	美田俊一	委員
9番	藤井由美子	委員	10番	河本良一	委員	11番	鐵本達夫	委員
12番	筏津純一	委員	13番	數馬 豊	委員	14番	金信正明	委員
15番	福井章人	委員	16番	西谷美智雄	委員	17番	原田明宏	委員
18番	山本淑恵	委員	19番	吉村年明	委員			

### 農地利用最適化推進委員

高見美幸	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
西谷昭良	委員	小谷俊一	委員	小谷義則	委員	影山卓司	委員

4 欠席委員 (1人)

山下賢一 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第24号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第25号 農用地利用集積計画の決定について

議案第26号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 石賀 康一

主任 隅 陽介

7 会議の概要

### (1) 開 会

事務局長 只今より、令和元年度第4回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

## (2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

## ※ 議長選出

事務局長 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

## (3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、議事録署名人の決定でございますが、本日の議事録署名人は1番 谷本委員、2番 徳田委員をお願いいたします。

## ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席の連絡が入っております。推進委員の山下委員が欠席でございます。

## (4) 連絡・報告事項

議 長 それでは、連絡・報告事項から始めさせていただきます。

事務局 そう致しますと、令和元年度第4回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長 それでは、農家相談会の件につきまして。

1 番 はい。1番 谷本が報告致します。農家相談会に来られましたのは、1件ございます。〇〇〇の〇〇〇〇〇〇さん。夫婦で来られまして、相談内容は農地の売却・使用貸借をお願いしたいということでした。資料に挙げておりますように4筆ございまして、小さい田んぼで、点々とばらばらに位置しております。

最初の〇〇〇〇〇〇〇〇は、〇〇〇〇さんと貸借契約をずっと以前にされておるのですが、実は、この方、実際は今までどこに田んぼがあるのか、誰が耕作をしているのか全く分からなかった、こういう状況でようやく、水田の位置と耕作をお世話になっておる方が確認できたと。この〇〇さんの息子さんが今〇〇に住んでおられまして、そこにどうも電話をされたようでございます。電話をされたら、今母親が脳梗塞で入院しとって、その話をするような状況じゃない、こういうような返事があったようでございましてですね。調べてみましましたらですね、〇〇さんと旧姓で言いますと〇〇さんといわれる娘さんですけども、以前、貸借契約を結んでおられるわけでございます。現在、〇〇〇〇さんの所有されております水田は、全部、使用貸借で〇〇〇〇さんに作って頂いていると、こういう内容でございまして、いわゆる又貸しになっている状態でございます。お話をさして頂きましても、今の状況は入院されておる時でございますので、時間をちょっと置いてですね、そして〇〇さんとお話をし、そ

して契約解除して、新たに〇〇さんと契約を結んで頂く話をしてくださいと。こういう内容で、一つの田んぼは承諾頂いたところでございます。

もう一つの水田につきましては、〇〇〇の〇〇〇、5畝くらいの田んぼでございます。これにつきましては、現在、〇〇さんが耕作をしておられまして、契約を結んでないという状態でございますので、書類をお渡し致しまして契約を結んで頂くと、こういうことで承諾を頂いたところでございます。

残ります2筆があるわけでございますけれども、〇〇〇の〇〇〇っていう田んぼは3畝程の小さい田んぼでございます。作っておられたのは、〇〇さんという方ですけども改良区に行かれてですね、もうよう作りませんからということで、改良区の方にいわゆる経常賦課金等の関係だと思っておりますけれども断りの電話をされておるようでございます。水田に行ってみますと、2年くらい放棄をされておられまして、草ぼうぼうの田んぼになっている状況でございます。もう1筆の〇〇〇は161㎡で、小さい田んぼでございます。〇〇川の堤防沿いにある田んぼでございます、去年まで誰かが作っておられたのかなという形跡がございます。現在のところは何も作っていないと。ただ、荒れておりませんし、その下の田んぼは水田作っております。こういうような状況でございます、あっせん申込書を提出して頂きました。〇〇さんの耕作しておられる、〇さんというのはおじいさんでして耕作されておられるのは息子さんでございます。これは無償の貸付けで、契約書を交わして頂いたということでございます。もう1件の大きな方の田んぼですね、838㎡の田んぼっていうのがね、ずっと以前に基盤整備をどうもしてありましてですね、1筆の田んぼになっております。〇〇さんの田んぼと、〇〇さんの田んぼが1枚でございます、畦畔がなくてですね、進入路は1か所しかございませぬし、吸水口も1か所しかないということでございますので、これを分けてするのはちょっと難しいかなと思っております。今の時点では、解約をしていただいて、新しい耕作者の方と契約をしていただくことによって、解決するんじゃないかなと、こういう具合に思っております。私のところの〇〇〇地区内にあるものですから引き続き、私の方で耕作者を探すということで、ご理解を頂いたという内容でございます。以上でございます。

議 長                    はい、ありがとうございます。それでは谷本委員に引き続きまして、またあっせんの方お願いしたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

## (5) 議 事

議 長                    それでは、(5)、本日の議事について説明いたします。事務局。

事務局                    それでは議案資料ご覧いただきたいと思っております。本日の議事についてご説明させていただきます。

まず、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について、2ページのとおりでございます。1件の申請でございます、8筆の所有権移転の申請でございます。いずれも許可要件を満たしているものと考えております。

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について、4ページのと

おり2件の申請がございました。いずれも使用貸借での一般住宅の建築でございます。いずれも用途地域に指定されておりますので第3種農地、原則許可の案件でございます。

続きまして、議案第24号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について、6ページから7ページのとおり8件の申請がございました。いずれも20年以上非農地状態が認められるものと考えています。

議案第25号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。10ページから14ページまでのとおり、13件の利用権設定の申し出が出ております。

最後に議案第26号 農用地利用配分計画について、19ページのとおりでございます。1件の協議が出ております。本日の議案は以上でございます。

#### 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは早速議事に入ります。議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について皆さまにお諮りいたします。只今の議案につきまして質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の方の挙手をお願い致します。

(賛成者 挙手)

議長 全員賛成ということでございますので、議案22号につきましては承認とさせていただきます。

#### 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りいたします。本件につきましては、本日午前10時より、当番委員であります筏津委員、小谷推進委員、藤井職務代理、森石局長、隅主任と私で調査に行っておりますので、代表して筏津委員より報告をお願いします。

12番 12番 筏津です。先ほど6名のメンバーで午前中現地確認をして何ら問題ないことを確認しましたので、報告します。

議長 ただ今報告ございました通り、何ら問題ないということでございましたので、皆さんにお諮り致します。異議のない方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 全員賛成ということでございますので、議案第23号につきましても承認とさせていただきます。

#### 議案第24号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして、議案第24号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮りいたします。本件につきましても、同じメンバーで現地の調査に行っておりますので、同じく代表で篠津委員より報告をお願いいたします。

12番 12番 篠津です。午前中6人のメンバーで現地確認致しましたところ何ら問題ないことを報告致します。

議 長 はい、只今報告致しました通り、何ら問題ないということでございますので皆さんにお諮り致します。質疑ございませんか。ないようでしたら異議のない方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。それでは非農地証明につきましても承認と致します。

#### 議案第25号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、議案第25号 農用地利用集積計画の決定について。

事務局 説明致します。10ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきまして、田、畑、樹園地の合計面積は38,668㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、10ページから14ページ記載の通りでございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては15ページ、16ページに記載の通りでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 それでは、説明終わりました只今の議案につきまして質疑を求めます。ありませんか。ないようですので賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成ということで承認とさせていただきます。

#### 議案第26号 農用地利用配分計画について

議 長 続きまして、議案第26号 農用地利用配分計画について説明してください。

事務局 19ページ、利用配分計画各筆明細でございます。利用権設定を受ける者、○○○○○○○○でございます。権利設定する農用地につきましては、記載のとおり1筆の4,588㎡のうち1,500㎡でございます。以下記載のとおりご確認ください。農地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等につきましては21ページ、22ページ記載のとおりでございます。

以上の配分計画案について、本会の意見を求めるものでございます。

議 長 　　ただ今の案件につきまして、皆さんのご質疑を求めます。はい、11番 鐵本委員。

11番 　　この〇〇〇〇〇〇についての説明がほしいんですけれども。

議 長 　　それでは農林課の方から説明をお願いします。

農林課 　　〇〇〇で建設業をされてまして、〇〇〇〇、〇〇〇でも枝豆を作っておられます。

議 長 　　これはね、中部の会長会が各市町で持ち回りで、毎年視察をしております、数年前に〇〇〇の受け持ちの時に現地を視察しました。〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南側の高いところに、この〇〇〇〇〇〇〇〇という会社が枝豆を作っております、キャベツとかね、その説明をしていただきました。〇〇〇の事務局から。見に行ったのが5、6年前で、すでに参入しておりましたので間違いない会社だと思います。いいですか。

11番 　　はい。

議 長 　　他にございませんか。ないようでしたら利用配分計画についての議案第26号、異議のない方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 　　はい、ありがとうございました。全員賛成ということでございますので、承認と致します。以上で議事は終結といたします。

#### (6) その他

議 長 　　続きまして、日程(6)その他の項に入らせていただきます。(1)番から説明をさせていただきます。事務局。

事務局 　　それでは、別冊のその他報告・連絡事項をご覧いただきたいと思っております。まず、(1)農地法5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。2ページから3件、2ページ、3ページ、4ページと載せております。1番、2番につきましては〇〇〇〇の携帯電話の無線通信用電波塔でございます。それぞれ〇〇と〇〇で転用をされるものでございます。それから4ページ(3)につきましては、県のため池の工事で一時転用されるものでございます。場所は〇〇のため池の近くでございます。細かいことは以下記載しておりますので、見ていただけたらと思っております。面積の部分、1筆それぞれ全部の転用で

はなくて一部の転用なんですけど、登記面積がかなり少ない面積になっているようございまして、実測すると登記面積を超えている部分もありますけどそういう事情ですのでご了承頂ければと思います。以上でございます。

議 長                   はい、続いて。

事務局                   あっせん委員の選任についてでございます。5ページをご覧ください。①〇〇〇〇さんという〇〇〇の方がご相談に来られまして、3筆ほど売買を致したいとご相談がございました。6ページ②農家相談会で谷本委員から発表がございました件でございます。売買、賃貸借、使用貸借のあっせん依頼でございます。7ページ③こちらは〇〇の農地5筆でございます。〇〇〇〇さんという方の息子さんからご相談がございました。売買、賃貸借、使用貸借の相談が来ております。あっせん委員の選任についてよろしくお願い致します。

議 長                   はい、それではあっせんの件につきまして、まず〇〇さん〇〇〇の件、〇〇地区になりますけど数馬さん一人で大丈夫。

13番                   私がやります。

議 長                   それでは数馬委員にこの件についてはお願いいたします。続きましての場所ですね、こんなんは谷本委員先ほど話した分です。3番〇〇さん、〇〇でございます。担当地区は山本委員になりますね、よろしいですか。続いてあっせん活動の報告について、藤井委員の方からお願いします。

9番                   相談者の〇〇〇〇〇さんと話をしまして、〇〇〇の〇〇さんより〇〇へ嫁いでこられたそうで、弟さんが跡をとっておられたけれども13年前ぐらいに亡くなってから家も空き家で誰もいないということで、今は〇〇さんが作っておられるということで、〇〇さんに話をしに行きました。息子さんがおられて家族で話し合っておくと言われましたけれども、後日伺いましたら お母さんが今でも返したいぐらいだと。自分たちも年を取って買うなんてとてもできないと、きっぱりと言われました。他はまだ当たってませんけども、なかなか難しい話かなと思って困っております。以上です。

議 長                   はい、ありがとうございました。西谷昭良委員お願いします。

西谷推進委員           はい。まだ相続の手続きが終わっていない、それから相続の方は〇〇弁護士さんと協議をされておられるようで、先日〇〇さんとちょっとお会いしたんですけど、進展したらまた相談させてくださいということだけの段階です。地元では、賃貸借も売買も希望される方は一人もおりませんし、思案六法というか、行き詰っておる状態でございます。また、いい知恵があったらご指導賜りたいと思います。

議 長 ありがとうございます。無い知恵を絞るのがみんなですから、がんばってやりましょう。次は塚根委員ですか。

塚根推進委員 はい。相談者の〇〇さんですけれども、先月の会議の後に田倉委員と河本委員について来ていただいて、現地を見ましたら畑になっとりましたけど荒れとりました。それと〇〇の方も荒れてる状態ですけれども、地元の人がやっぱり優先かなと思っていろいろ聞いておりましたら、この方と地元の人とのトラブルが過去にあるようでして、いろいろと難しい人と土地だということを知っています。まあ、売買に関しても非常に難しいなど。今も畑の隅の方に防犯カメラ作動中という看板とか、畑に立ち入り禁止看板がかかっておるような状況です。ちょっと難しいかなと。

議 長 小谷義則委員。

小谷義則推進委員 推進委員の小谷です。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇〇の方でございます。この田んぼも同じところでありまして、20m×100mの長細い田んぼでございます。6月29日に事務局の石賀さんと〇〇さんのお宅とその近くでスイカとか野菜関係を大々的に営農されてます〇〇〇〇さんという方がおられましてですね、一緒に訪問をしました。後日、〇〇さんから連絡があって、なんとか考えたいというニュアンスでしたけど、購入するのは断念したいと。それと同時にですね、その近くで、認定農業者の〇〇〇〇さんという方がいらっしやいまして、〇〇〇〇さんの方に話をしたという連絡を受けました。そういうことを聞いたもんですから、7月の5日になりまして、息子さんは〇〇さんと言うんですけれども、息子さんともいろいろ田んぼで会ったり話をしますので、ぜひ購入して欲しいということを息子さんに頼みました。結果として、7月9日に事務局に、親父さんの〇〇さんが見えになって、購入するという報告があったということを石賀さんからお聞きしました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。努力して頂きました。河本委員どうぞ。

10番 結果だけ報告します。〇〇〇〇〇〇〇〇さんに耕作の話し合いが成立しました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは続きまして（4）農地パトロール出発式及び懇親会について説明致します。

事務局 資料をつけておりますので、ご覧ください。農地パトロールは7月30日に、営農センターで出発式をしたいと思っております。今年の豪雨の影響で奥の方では、道が壊れているところもあるようなので、運転は気を付けていただきますようお願いいたします。

はぐってもらいまして、耕作放棄地、遊休農地、荒廃農地という言葉を少し説明します。まず耕作放棄地という言葉は農業センサスで使われる用語でして、



過去1年以上作付せずにこの数年の間に作付けする考えのないということで、調査に答えた方の意思が反映されているということなので、耕作放棄地というのは、統計上の用語で、我々が調査するのは耕作放棄地ではなく、遊休農地・荒廃農地です。遊休農地と荒廃農地の言葉の定義は基本的には同じというふうに考えてもらったらいいと思います。

次に、写真をつけておりますが、通常のトラクターや草刈機の作業で再生可能となるような土地は、荒廃農地・遊休農地ではなく、不作地の取扱いになります。一方、笹などの多年生雑草や低木が繁茂するような、トラクターや耕耘機などを利用した通常の農作業だけでは再生できない農地、これが遊休農地・荒廃農地です。

調査方法は、昨年遊休農地として確認した所を地図に色塗りしておりますので、そこをまず再確認。調査表には解消しておれば、「解消」、遊休農地であれば「×」の印をして頂きます。日にちが近づきましたら、あらためて通知致しますので、よろしく願います。

その他資料として、全国農業新聞関係、イチゴの収穫体験研修会の新聞記事、法人経営関係のチラシが農業会議からきておりますので、参加申込書を付けております。以上です。

議 長

最初に報告を忘れておりましたが、新聞のコピーが載っております。全国農業新聞の全国版に出ておりました。3姉妹じゃないですけど、3人の女性農業委員の写真が。これを見ると、同じような年代の方が3人揃ったような気がしましてですね。非常にいい写真を載せていただいたなああと、この間、農業会議の担当者に礼を言っておきました。また、日本海新聞にも、いい具合にカラーで載せてくれて、非常にいいコマースシャルになったかなあとということでございます。3人の農業委員の方がまた秋には、もう一つイベント考えておられるということで、皆さんも是非とも地元の農業委員さんも参加して頂ければなあという風に思いました。私はイチゴの時には行って参りまして、非常においしいイチゴを食べさしてもらいましたけれども。手が真っ赤になるほどでしたけれども、ほんとに良い行事をしていただいたなあと思っております。

そうしましたら、皆さんの方で何かありませんか。ないようでしたら、これをもちまして、本日の農業委員会会議は閉会といたします。

— 午後2時15分 閉 会 —